

東京都教職員研修センター人権教育資料センター
－ビデオテープ及びDVDの所外貸出規程－

平成13年6月8日
13研修セ第417号
改正 平成16年3月22日
15教セ究第92号
改正 平成18年4月24日
18教セ開第11号
改正 平成21年11月12日
21教セ開第53号

(貸出対象)

第1条 貸し出しは、東京都に所在する官公署、学校及び、都民に対して行うものとする。

(貸出期間)

第2条 貸出期間は、貸し出しを受けた日から14日間とする。ただし、所長が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

(貸出手続)

第3条 貸し出しを受けようとする者は、事前に文書または電話で人権教育資料センターに申し込みをし、借用当日、所定の借用書を所長に提出しなければならない。なお、官公署、学校以外の者にあつては、氏名、住所または所属を証明するもの（運転免許証、健康保険証等）の提示を必要とする。

第4条 借用及び返還は、貸し出しを受けようとする者、またはその代理人の来所、もしくは郵送により行うものとする。

(使用状況報告)

第5条 貸し出しを受けた者は、返還の際に所定の使用状況報告書を所長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第6条 貸し出しを受けた者が、貸出物件を紛失または損傷した場合には、所長は貸し出しを受けた者に対して、現品による賠償または貸し出しを受けた者の負担による修理をさせることができる。